

# 高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金 Q&A

## 目次

—1.申請について—.....	2
—2.補助条件について—.....	4
—3.補助対象工事・備品について—.....	6
—4.必要書類について—.....	7

## —1. 申請について—

**Q…申請書類は、どちらで入手できますか？**

A…市商工振興課ホームページからダウンロードして入手してください。窓口での配布を希望される場合には、市役所本庁商工振興課(13階)、倉渕支所地域振興課、箕郷支所産業課、群馬支所地域振興課、新町支所地域振興課、榛名支所産業観光課、吉井支所産業課へお越しください。なお、電子申請をすることも可能です。

**Q…申請手続きの方法を教えてください。**

A…申請手続きは以下3つのどちらからでも申請できます。

- ① インターネット …市 HP よりご申請ください。
- ② 郵送 …4月14日(火)必着となります。
- ③ 窓口 …市役所商工振興課(13F)、または各支所等

なお、令和8年度の申請期間は、

**令和8年4月1日(水)～令和8年4月14日(火)**

となります。

申請手続きについて不明点や疑問点がある場合には、市役所本庁商工振興課(直通:027-321-1256)までお問い合わせください。

**Q…必要書類の中で、どうしてもすぐに用意できない書類があります。どうにか受け付けてもらえませんか？**

A…書類がすべて揃うまで、申請書の受付をすることはできません。ただし新規オープンの場合は、各種許可証等は実績報告時に提出していただければ大丈夫です。また、必要書類でご不明点等ございましたら、高崎市商工振興課(直通:027-321-1256)までお問合せください。

**Q…先着順ではないのですか。**

A…令和4年度からは先着順ではなく、申請期間を設けて受付を行っています。申請期間内に申請があったものの中から、市で設定した審査基準に照らし合わせて優先順位をつけさせていただきます。申請期間内であれば、申請の提出のタイミングによる優先順位への影響はございません。

**Q…審査基準を具体的に教えてもらえませんか。**

A…申請回数、工事内容等をもとに審査基準を設定する予定で、現在調整中です。

**Q…飲食店の衛生向上の特別枠とはなんですか？**

A…衛生管理の手法(ハサップ)の法律上の義務化等の状況に鑑み、飲食店の衛生面の向上を支援するため、令和2年度から予算上の特別枠を設けたものです。飲食店の特別枠に関しては、保健所生活衛生課(TEL:027-381-6116)までお問合せください。

**電子申請の場合**

**Q…電子申請はいつから入力ができますか？**

A…4月1日(水)9時より入力が可能です。なお、受付終了は、4月14日(火)23時59分までとなりますので、それまでに申請を完了してください。その期間を過ぎてしまうと受付をすることはできません。

**Q…電子申請で複数件申請することはできますか？**

A…店舗が別であれば申請できます。

**Q…添付書類で、見積書等の書類は写真で添付してもいいのか？**

A…平面図や賃貸契約書などの書類はPDF等が望ましいです。写真で添付する場合は、文字が鮮明にうつるようなものにしてください。

**Q…メールでも申請することは可能ですか？**

A…メールでの申請はできません。インターネットによる電子申請にてご申請をお願いいたします。

**郵送の場合**

**Q…普通郵便では送れませんか？**

A…普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受けられない場合がございます。郵便事故防止のため、特殊郵便(簡易書留・特定記録)をお勧めいたします。

**Q…書類が届いたら受領書はいただけますか？**

A…書類が届いた時点での受領書等の通知はございません。なお、申請期間中の郵便物の到着にかかる確認のお問い合わせには対応できかねますので、特殊郵便(簡易書留・特定記録郵便)をお勧めいたします。

—2.補助条件について—

**Q…高崎市でお店を営営していますが、店主の私は前橋市在住です。申請できますか？**

A…高崎市に住民登録のある方が対象ですので、申請できません。

**Q…高崎市に住民登録がありますが、前橋市で店舗を営営しています。申請できますか？**

A…高崎市にあるお店が対象となりますので、申請できません。

**Q…倉淵町に住んでいますが、まちなか(旧市内)しか対象にならないのですか？**

A…まちなかと名前がついていますが、高崎市内の店舗であれば対象になります。

**Q…法人登録は高崎市にしていますが、経営者は前橋市民です。申請できますか？**

A…経営主体(今回であれば法人)が高崎市に登録があれば、申請できます。

**Q…お店を 2 店舗営営していますが、それぞれで申請できますか？**

A…それぞれで申請できます。

**Q…新しくお店を始めます。対象になりますか？**

A…既存のテナントを借り受けて、新しくお店を始める場合は対象になります。ただし、新築の場合は対象になりません。

**Q…テナントのオーナーです。借り手がつくように内装をきれいにしたいです。対象になりますか？**

A…その場合は対象になりません。ただし、オーナー申請の場合、既に入居している店子が助成事業の対象者か、また対象業種かどうかによって申請できる場合もあります。

※オーナー申請の場合は、工事内容が屋根・外壁に限ります。

**Q…市税の滞納がある場合対象にならないとありますが、市税とは具体的に何ですか？**

A…市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などです。延滞金も含まれますので、不安のある方は事前に申請時点の滞納が発生しないかを納税課にてご確認下さい。

**Q…過去に 2 回申請をしているのですが、申請することはできますか？**

**A…令和 4 年度から、利用できる回数を増やし、3 回目の利用が可能となりましたので、申請できます。**

## —3.補助対象工事・備品について—

**Q…理美容業を営んでいますが、スタッフルームがあります。屋根の改装をする場合全部対象になりますか？**

A…スタッフルームやバックヤード、事務スペースは対象外となりますので、店舗部分と対象外部分の面積割合によって補助金額を按分させていただきます。面積確認のため、平面図をご用意下さい。(店舗併用住宅の場合も同様の考え方になります)

**Q…店舗を照らすライトを取り付けたいのですが対象になりますか？**

A…店舗に付随し、例えば店の存在をPRするというような場合は、対象となる場合があります。しかし、駐車場を照らすような、自立式ライトは外溝工事扱いとなり、対象外です。

**Q…駐車場の舗装工事を考えています。対象になりますか？**

A…外構工事は対象になりません。

**Q…何社かの業者に頼む予定ですが、業者は1社にまとめないといけませんか？**

A…1社にまとめる必要はありません。複数社に発注する場合であっても、全てが高崎市内の業者であれば対象になります。

**Q…飲食店の厨房機器は対象になりますか？**

A…オープンや食器洗浄機等も対象になります。具体例は高崎市まちなか商店リニューアル助成事業概要をご覧ください。

**Q…電球の取り換えは対象になりますか？**

A…電球のみを取り換える場合は、対象となりません。

**Q…飲食店の衛生向上の工事とはどのようなものですか？**

A…対象となる工事の例としましては、衛生向上を目的に行う、厨房やトイレの改修、給排水・衛生設備の入れ替えなどとなります。詳しくは、保健所生活衛生課(直通:027-381-6116)までお問合せください。

## —4.必要書類について—

**Q…申請書の申請者の住所(右上)はお店の住所を書いたら良いですか？**

A…こちらの住所は住民登録のあるの住所をご記入下さい。

**Q…工事内容と目的とはどういうことを書いたらいいですか？**

A…本助成制度は、商業等の活性化を目的に競争力を商店主の皆さまに付けていただくことを目的に設立しました。活性化や競争力につなげるため、今回申請する工事はどのような内容でどういうことを目的に行うのかを具体的にご記入ください。

(例)入口を改修して、お客さんが入りやすいようにし、集客力をあげるため。

老朽化した看板を新しくして、お店の魅力を向上させるため。

**Q…見積書はどのようなものを用意したらいいですか？**

A…工事内容を一式でまとめたものではなく、単価や数量、型番等、内容が詳しく確認できるものをお願いします。また、施工業者は高崎市内の事業者に限定しておりますので、見積書には市内住所の記載があるものをご用意下さい。

**Q…平面図は必須ですか？**

A…必須となります。面積等が記載され、店舗内の状況が把握できるものを添付してください。

**Q…賃貸契約書を紛失してしまいました。何とか受け付けてもらえませんか？**

A…賃貸契約書がないと、申請されている物件の権利者や使用者の確認ができませんので必ず添付してください。また、名義が異なるものや、契約期間が過ぎているものなどでは申請ができませんので、事前に良くご確認下さい。

**Q…建物所有者が父で、家族なので賃貸契約書を結んでいません。なくても大丈夫ですか？**

A…申請者と建物所有者が異なる場合には、賃貸契約書(と同意書)が必要となりますので、ない場合には作成をお願いいたします。使用賃借(ただ貸し)の場合も同様です。

**Q…同意書は何かフォーマットはありますか？**

A…ホームページにあります。ただ、指定の様式はありませんので、任意で作成いただいてもかまいません。内容は、大家さんの住所・名前・印鑑・物件の住所の記載があるもので、申請者が行う工事に同意していることが署名・押印等で確認できる内容としてください。

**Q…営業に必要な資格証とは何ですか？**

A…飲食店であれば食品営業許可書、風営法関連営業であれば風俗営業許可書などです。事業を行うにあたり、店舗の運営に必要な資格証があれば写しをお持ち下さい。

**Q…写真は1枚あれば足りますか？**

A…写真については、工事箇所や備品の設置予定箇所、現在使っていて買い替えを予定している備品などすべての写真が必要になりますので、漏れの無いようにご用意をお願いします。また、営業の形態を確認させていただくため、外観・内観全体を把握できる写真が必要になります。工事後に工事前の状況が分かる写真がない場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。

**Q…食品衛生責任者実務講習会修了証書は必ずつけなければいけないのですか？**

A…飲食店衛生向上リニューアルを申請される方は、提出をお願いいたします。なお、通常のリニューアル補助金と、飲食店衛生向上リニューアル補助金の申請書は同じものとなります。飲食店衛生向上リニューアルに関しましては、保健所生活衛生課（直通：027-381-6116）までお問合せください。